

2017年
7月号

- トピックス I. シンガポールの個人情報保護法とその摘発事例
II. インドにおける個人情報保護関連法令
III. ベトナムの個人情報保護法制
- コラム シンガポール新会社法解説(第13回)～2017年会社法改正(2)～

I. シンガポールの個人情報保護法とその摘発事例

執筆者: 山中 政人

シンガポールの個人情報保護法(Personal Data Protection Act 2012 (No. 26 of 2012))(以下「PDPA」といいます。)は2013年1月2日に施行されています。

PDPAの保護の対象となる「個人情報(personal data)」とは、「真実であるか否かを問わず、当該情報から、又は当該情報とその組織等(organization)がアクセス可能なその他の情報と合わせて、その個人(individual)が識別可能な情報」と定義されています(PDPA2条)。顧客の個人情報のみならず、従業員の個人情報も含まれます。更に、規制対象となる組織等(organization)はシンガポールの法律に基づき設立されたか承認されているかに関わらず、また、シンガポール居住者か、シンガポールに事務所若しくは事業を行う場所があるか否かに関わらず、個人、会社、アソシエーション又は社団等を含むものとして定義されています(PDPA2条)。組織等は、個人情報を個人から取得する時に、その目的を開示し、かつ同意を得る必要があります。また、個人情報保護の方針の策定や執行、個人情報保護責任者(personal data protection officer)の選任などを行う義務も課されています。上記のルールは、PDPA上、個人情報の収集、使用及び開示に関して、(1)同意取得義務(Consent Obligation)、(2)目的による制限義務(Purpose Limitation Obligation)、(3)告知義務(Notification Obligation)、(4)アクセスと是正原則(Access and Correction Obligation)、(5)正確性の義務(Accuracy Obligation)、(6)保護義務(Protection Obligation)、(7)保持制限義務(Retention Limitation Obligation)、(8)移動制限義務(Transfer Limitation Obligation)及び(9)開示義務(Openness Obligation)と整理して規定しています。

さて、このPDPAは、前述の通り、施行されて既に4年以上の月日が経過していますが、2016年4月頃より、その違反事例の摘発が生じ、PDPAの規制当局であるPersonal Data Protection Commission(以下「PDPC」といいます。)のウェブサイト上に、事例が開示されています(<https://www.pdpc.gov.sg/commissions-decisions/data-protection-enforcement-cases>)。開示されているケース数は、2017年7月7日現在、PDPA違反が認められなかった2件のケースを含む34件となっています。執行内容としては、1件で複数の執行が行われているものもあり、軽いものから警告(warning、12件)、是正に対しての指図(direction、12件)及び罰則(penalty、16件)の適用となっており、罰則については、500ドルから25,000ドルの罰金が科されています。多くは、外部からの未承認の個人情報に対するアクセスを防ぐ合理的な措置を取っていなかったことを理由とされているものが多く、多くの情

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

報漏洩を生じさせてしまったものについては、警告を超えて、罰金が科されています。また、個人情報保護方針の未策定、個人情報保護責任者の不選任、通知・同意取得をしなかった個人情報の取得をしたことも理由とされています。是正の指令については、個人情報をウェブサイト上で取り扱っている組織等について、そのセキュリティの監査、脆弱な部分の是正、スタッフの再トレーニングなどを求めるものも見受けられます。そのほとんどが企業の顧客の個人情報の取り扱いを問題にしたものですが、従業員だった者の個人情報の取り扱いが問題になった事例もあります。

PDPA が施行され、準備期間を経て、実際に効力が発生した頃までは、各社、PDPA をどのように遵守していくべきかを検討し、個人情報保護責任者の任命や個人情報保護方針の策定などを行ってこられた企業は多いのではないかと思います。PDPA が施行されて 4 年以上経過した今、実際に企業の PDPA 遵守のための運用がワークしているのか再確認されてもよいと思われると思います。



やまなか まさと
山中 政人

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所
共同代表

m.yamanaoka@jurists.co.jp

2002年よりキャピタルマーケット業務を専門的に手掛け、日本の企業のグローバル・オフリング、韓国、台湾、香港、シンガポールでの IPO に関与する。香港のキャピタルマーケットの知識・経験を広げるため2011-2012年まで香港のノートン・ローズ法律事務所に出向した後、2012年2月より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所にて共同代表として日本企業のアジア展開をサポート。

II. インドにおける個人情報保護関連法令

執筆者: 今泉 勇

1. はじめに

インドでは、情報技術法(2008 年修正)及び 2011 年の下位規則¹(以下「本規則」という。)が個人情報保護に関する主な法令です²。

同法では、自己の所有・支配するコンピューターにおいて「センシティブな個人情報」を保有等する主体が「合理的な安全実務及び手続」を履行・維持するのに過失があり、その結果損害又は他者に不当な利得を生じさせた場合、それにより影響を受けた者に対して、保証を支払う義務を負わせています(43A 条)。また、適法な契約に違反又は情報提供者の同意なく個人情報を開示することに、罰則を科しています(72A 条)。

2. 適用対象と義務の概要

本規則の適用対象となる個人情報とは、特定の自然人を識別することができる情報のうち以下のものに限られます。日本の個人情報保護法と比べると、一定のセンシティブな個人情報に限定されています。

- ① パスワード
- ② 信用情報(銀行口座、クレジットカード情報、デビットカード情報その他の支払手段の詳細等)
- ③ 身体的、生理的特徴又は精神衛生状況

¹ 今回のトピックは 2013 年 5 月の当事務所アジアニューズレターでも取り上げており、当時と規制の内容は同一です。

² Information Technology (Reasonable Security Practices and Procedures and Sensitive Personal Data or Information) Rules, 2011.

³ インド準備銀行、インド証券取引委員会、インド保険規制開発当局は、それぞれの管轄するセクターに関して個別の規制を設けています。

- ④ 性的指向
- ⑤ 医療記録及び履歴
- ⑥ 生体認証情報
- ⑦ 上記各号に関連する企業のサービス提供のために提供された情報
- ⑧ 適法又は違法な契約に基づき企業が取扱い又は保管するため上記各号に従って受領した情報

他方で、日本の個人情報保護法とは異なり、小規模事業者に関する適用除外は設けられていません⁴。本規則は原則としてインドにおいて個人情報を収集・利用する全ての法人に適用されるため、日系企業のインド現地法人においても対応体制を整えることが必要です。

本規則が適用される場合、概要、以下の義務の遵守が必要となります。

- ✓ 個人情報の取扱いに関するプライバシー・ポリシーを策定し、それを開示する義務
- ✓ 個人情報を取得する場合、その利用目的について事前に提供者から書面(ファックス及び電子メールを含む)による同意を取得し、その目的のため利用する義務
- ✓ 当該提供が企業と情報の提供者の間の契約において合意されていない限り、第三者への情報開示に先立ち、元の情報提供者から事前同意を取得する義務
- ✓ 適法な契約の履行のために必要な際に個人情報を譲渡する場合、受領者が開示者と同レベルの情報保護を行っていることを確保する義務
- ✓ 企業は包括的な文書化された情報安全プログラム・ポリシーを規定する義務

3. 終わりに

近時インドにおいては、国民一人一人に固有 ID を発行する Aadhaar(アドハー)制度の導入により、改めてプライバシー・個人情報保護に関する意識が高まっています⁵。また、これに加え、ビッグデータの活用の動き等もあり、個人情報の取扱い全般に関する新しい法令の必要性も議論されている状況にあるため、今後も関連法規制の動向に注視が必要となります。



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 弁護士

i_imaizumi@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、ベトナム・インド等のアジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。2012-2013年インドの Khaitan&Co 法律事務所への出向、東京事務所での集中的なアジア業務対応、2016年3月以降ホーチミン事務所での駐在勤務経験を経て、2017年5月より東京事務所に復帰。

Ⅲ. ベトナムの個人情報保護法制

執筆者: 大矢 和秀、渡邊 純子

1. ベトナムの個人情報保護法制の基本枠組み

ベトナムでは、個人情報の保護に関して、日本のように単行法としての「個人情報の保護に関する法律」は制定されていません

⁴ 2011年8月に発行された Press Note において、本規則は、インド国内に所在する個人・法人に適用されるとされています。

⁵ インド国憲法において、プライバシー権自体が直接認められているわけではありません。

が、関連する規定は、従前より、民法、消費者権利保護法、電子取引法、情報技術法等、複数の法令に個別に設けられています。

また、昨年 7 月 1 日より、新たに、サイバー空間における情報保護を全般的に対象とするサイバー情報保護法という法律が施行されています。各法令の規制の概要を以下ご紹介します。

2. 各法令の規制の概要

(1) サイバー情報保護法

サイバー情報保護法は、コンピューターネットワーク上の情報の保護に関する非常に広範な規制を定めています。

同法によれば、情報通信ネットワーク上の情報システムやコンピューターシステムを直接管理する企業に対して、一定の運営及び技術的基準を満たしたシステムの安全性確保等が義務付けられていることに注意が必要です。また、個人情報を取り扱う組織や個人は、収集・保管する個人情報の保護のために適切な管理及び技術的対応を行い、サイバー情報保護のための技術的基準・規制に適合させる責任を負います。さらに、情報漏洩等が発生した場合又はその脅威がある場合には、速やかに改善又は阻止のための措置を取ることにも義務付けられています。もっとも、具体的な上記基準の内容は現時点では明らかではなく、今後の動向に注意する必要があります。

例えば、自社のウェブサイトがハッカーによりハッキングを受け、自社のウェブサイトに登録していた多数の個人情報が漏洩したようなケースで、自社のセキュリティシステムが極めて脆弱な状況であった場合や、事故発生時の対応が遅れた場合は、サイバー情報保護法上の義務違反となる可能性がある点には留意が必要です。この場合、法令違反の態様、深刻度に応じて、被害を受けた個人からの損害賠償請求を受けるリスクや、当局からの調査を受け、罰金を受けるリスク等が考えられます。

(2) 新民法

新民法(2017 年 1 月 1 日施行)によれば、個人の私生活や秘密と関係を有する情報の収集、保有・使用・公開は、その者の同意を得なければならないとされており、また、個人の通信の秘密も保障されています(他人の手紙・電話・電報・電子的データベース及びその他の私的情報の交換形式の開示・検査収集は、法律に規定する場合において行われるものとされています。)

なお、新民法では、契約の当事者は、別段の合意のない限り、契約の成立や履行の過程で知り得た相手方の私生活、個人の秘密又は家族の秘密に関する情報を開示することが禁止される旨を新たに明記しており、より具体的な義務も定められています。

(3) 消費者権利保護法

消費者権利保護法(2011 年 7 月 1 日施行)によれば、消費者は、商取引又は商品及び役務の利用にあたってその情報の保護を受け秘密を保護される権利を有するとされています。そして、事業者(営利を目的とする市場において、商品の製造から販売又はサービスの提供までの投資行為の一つ、複数又は全てを行う組織又は個人と定義されています。)は、消費者に関する情報の収集、利用又は譲渡にあたっては、消費者に関する情報を実際に収集及び利用する前に、その目的を明確に消費者に対して通知した上で、消費者から同意を得た当該目的の範囲内で当該情報を利用することができるかとされています。

さらに、事業者による、消費者に関する情報は、原則として、当該消費者の同意が得られた場合にのみ第三者に対して譲渡が可能とされており、また、事業者が消費者に関する情報を収集、使用及び移転するときは、安全性、正確性、完全性を確保することが義務付けられています。

(4) 情報技術法

情報技術法(2007 年 1 月 1 日施行)によれば、インターネット環境下で他人の個人情報を収集、加工及び利用する組織又は個

人は、対象者の同意を得なければならないとされています。

また、当該組織又は個人には、対象者に対してその個人情報を収集、加工及び利用する方法、範囲、場所及び目的を知らせること、収集した個人情報を適正な目的でのみ利用し、法定の又は当事者間で合意した期間内でのみ保管すること、かかる個人情報を紛失したり、盗難されたり、開示されたり、変更されたり、廃棄されることのないよう、必要な管理上及び技術的な措置を取ること等が義務付けられています。

(5) 電子取引法

電子取引法(2006年3月1日施行)によれば、法令に別段の定めのない限り、いかなる機関、組織及び個人も、自身により入手可能な又は電子取引によりその管理下にある、私的な若しくは個人的な事柄に関する情報、又は他の機関、組織及び/又は個人の情報を、その同意なしに使用、提供又は開示してはならないとされています。

(6) 電子商取引に関する制令 52 号

電子商取引に関する制令 52 号(2013年7月1日施行)によれば、電子商取引ウェブサイトを通じて個人情報を収集・使用する者は、安全性を保証した上で個人情報を収集・保管し、ハッキング、情報の盗用及び違法アクセス、違法利用、並びに違法改竄及び破壊を防ぐ措置を講じなければならないとされています。また、他の組織、取引者や個人の利益に損害を与えた場合、賠償金を支払わねばならないとされています。

電子商取引ウェブサイトを通じて消費者の個人情報を収集・使用する事業者に対して、ハッキング等の事故が生じた場合に、事故を認識した時点から 24 時間以内に当局への通知を義務付ける等、厳しい義務を課しているのが特徴です。

3. 終わりに

ベトナムはインターネットの安全性が相対的に脆弱で、近年サイバー攻撃の発生件数も多いとの評価もされており、サイバー情報保護法は、このようなインターネット上の情報保護問題に対処するための法的枠組みといえます。実際の個人情報の漏洩に起因して多額の賠償金が発生しているような事例はまだ多くはないと考えられるものの、今後はより慎重な情報管理体制の構築が必要と考えられます。



おおや かずひで
大矢 和秀

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 弁護士
k.ohya@jurists.co.jp

2004年弁護士登録。2013年ベトナム外国弁護士登録。2014年1月よりホーチミン日本商工会労働雇用委員会委員を務める。ベトナムにおける労働法務を含めた一般企業法務、不動産、ファイナンス、M&A 等幅広い案件に携わる。



わたなべ じゅんこ
渡邊 純子

西村あさひ法律事務所 弁護士
j.watanabe@jurists.co.jp

2011年弁護士登録、2012年西村あさひ法律事務所入所。2016年ベトナム外国弁護士登録。ベトナムにおけるM&A、一般企業法務等、日系企業のベトナムへの進出案件や進出後の事業展開に関する業務に多く携わる。

シンガポール新会社法解説(第13回)～2017年会社法改正(2)～

前回に引き続き、2017年会社法改正の主要な改正事項の概要について解説します。

1. 2017年上半期施行予定(現時点でも施行日は未定)

2017年上半期(但し、施行日は未定)から、外国企業をシンガポールの企業として登録を移転することを認める制度(法人籍移転スキーム)が導入される予定です。ビジネスフレンドリーなシンガポールの法制度の下、事業を拡大したいと考える外国企業を呼び込むための制度であるといえます。この制度により、外国企業は、シンガポール籍の会社となり、シンガポールの法律の適用を受けることになります。この制度は、シンガポールに新たな法人を設置するものではなく、外国企業の義務、負債、財産又は権利に影響を及ぼさないものとされています。

法人籍移転スキームを利用するためには、外国企業が設立された国の法律において、他の国への法人籍の移転を認めていることが必要になります。なお、まだ法令化はされておりませんが、法人籍移転スキームを利用する外国企業の売上、資産及び従業員の規模の要件及び債務超過ではないこと等といった要件が課される可能性があるといわれておりますので、引き続き、法令の改正状況について注意する必要があります。

なお、日本では、日本法人が他の国籍の法人に移転又は変更することを認める法律はありませんので、日本企業が、法人籍移転スキームにより、シンガポール籍企業となることはできないものと解されます。

上記の法人籍移転スキームの他、2017年5月23日から、主に企業の再生手続として利用されるスキーム・オブ・アレンジメントの改正が施行されています。この改正の概要は、2017年アジアニュースレター3月号をご参照ください。

2. 2018年初頭施行予定

(1) 定時株主総会の開催時期並びに年次報告書及び財務諸表の提出時期の明確化

2018年度初頭から、定時株主総会の開催期限と年次報告書及び財務諸表の提出期限が、会計年度をベースに計算されることになり、より明確化されることとなります。なお、過去5年間に2回以上の事業年度の変更をする場合には、ACRAの承認が要求される等、不当な事業年度の変更を抑止する規定も同時に導入される予定です。

現行法	2018年初頭
<ul style="list-style-type: none"> 新設会社は、設立から18ヶ月以内、新設会社以外は、前の定時株主総会から15ヶ月以内に定時株主総会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、前事業年度末から4ヶ月以内、それ以外の会社は前事業年度末から6ヶ月以内に、定時株主総会を開催
<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、前事業年度末から4ヶ月以内に、それ以外の会社は、全事業年度末から6ヶ月以内に、財務諸表(financial statements)を定時株主総会に提出 	<ul style="list-style-type: none"> 定時株主総会において、前事業年度の財務諸表(financial statements)を提出
<ul style="list-style-type: none"> 年次報告書(annual return)は、定時株主総会から30日以内にACRAに提出 	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社の場合には、前事業年度末から5ヶ月以内、それ以外の会社の場合には、事業年度末から7ヶ月以内に、年次報告書(annual return)をACRAに提出。但し、原則として、定時株主総会が開催された後でなければ、年次報告書(annual return)を提出できない。

(2) 定時株主総会の省略

現在の会社法では、非公開会社の株主全員が同意する場合に限り、定時株主総会を省略することができるかとされています。2018年初頭からの会社法改正により、株主全員が同意の場合に加え、非公開会社は、会計年度末から5ヶ月以内に、株主に対して財務諸表を送付することで、原則として、定時株主総会の省略を請求することができることとなります。もっとも、株主が一

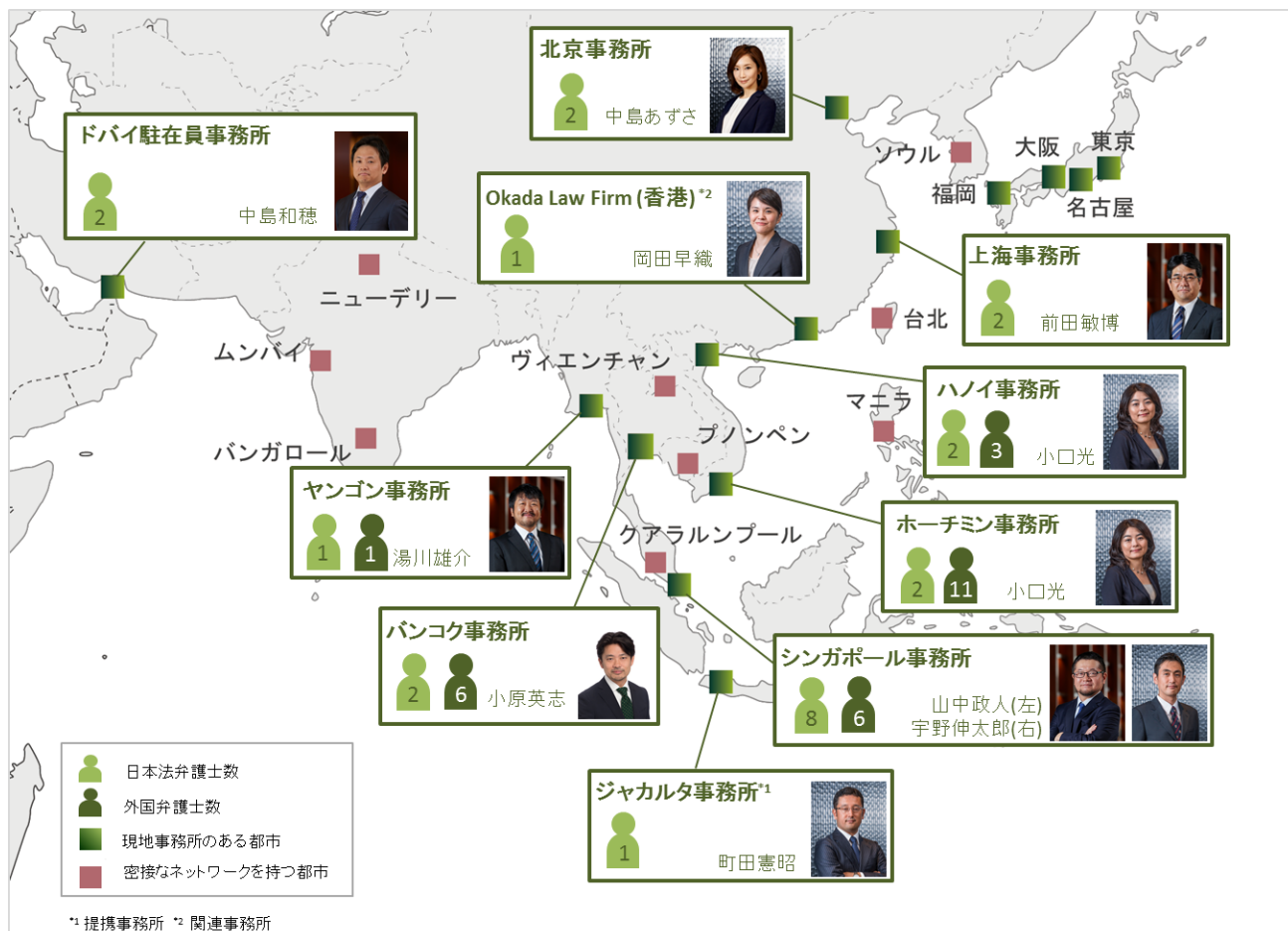
定の期間内に株主総会の開催を書面で要求した場合には、定時株主総会を開かなければなりません。

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士

[佐藤 正孝](#)



西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



<p>バンコク事務所 Tel: +66-2-168-8228 E-mail: info_bangkok@jurists.jp</p> <p>小原英志(代表)、ジラポン・スリワット、アティターンポー・ウワンノ、下向智子、トモヨシ・ジャイオブオーム、アピンヤー・サーンティカセーム、カーンター・ティップターン、ウオラチェート・ウオンナラティワット</p>	<p>北京事務所 Tel: +86-10-8588-8600 E-mail: info_beijing@jurists.jp</p> <p>中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)</p>	<p>上海事務所 Tel: +86-21-6171-3748 E-mail: info_shanghai@jurists.jp</p> <p>前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)</p>	<p>ドバイ駐在員事務所 Tel: +971-4-253-3646 E-mail: info_dubai@jurists.jp</p> <p>中島和穂(代表)、森下真生(駐在代表)</p>
<p>ハノイ事務所 Tel: +84-24-3946-0870 E-mail: info_hanoi@jurists.jp</p> <p>小口光、武藤 司郎、廣澤 太郎、グエン・ティ・タン・フォン、グエン・トウアン・アン、グエン・ホアン・トウアン</p>	<p>ホーチミン事務所 Tel: +84-28-3821-4432 E-mail: info_hcmc@jurists.jp</p> <p>小口光、ヴレ・バン、ハー・ホアン・ロック、大矢和秀、平松 哲、チョン・フウ・グー、マイ・ティ・ゴック・アン、カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン、マリア・グレンダ・ラミレス、グエン・ダン・ミン、グエン・ティ・ミン・フォン、グエン・ティ・タン・チャム、ヴォ・フエ・ミ</p>	<p>シンガポール事務所 Tel: +65-6922-7670 E-mail: info_singapore@jurists.jp</p> <p>山中政人(共同代表)、宇野伸太郎(共同代表)、佐藤正孝、イカング・ダーヤント、メリッサ・タン・スー・イン、煎田勇二、桜田雄紀、眞榮城 大介、吉本智郎、岩田準平、シャロン・リム、ジョナサン・ウォン、ナターシャ・アマリア・セバヤン、ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ</p>	<p>ジャカルタ事務所^{*1} Tel: +62-21-2933-3617 E-mail: info_jakarta@jurists.jp</p> <p>町田憲昭</p>
<p>ヤンゴン事務所 Tel: +95-1-382632 E-mail: info_yangon@jurists.jp</p> <p>湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン</p>	<p>Okada Law Firm (香港)^{*2} Tel: +852-2336-8586 E-mail: s_okada@jurists.co.jp</p> <p>岡田早織</p>		

^{*1} 提携事務所 ^{*2} 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。